

目次

A 5 -CR-2nd-★抗告20211013.....	2
------------------------------	---

抗告申立書兼趣意書 A5

令和 3 年 10 月 13 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和 3 年 1 月 26 日に、元前橋地方裁判所民事第 1 部裁判官の菅家忠行、を公務員職権濫用罪等で告訴(前橋地検 R3 検 370)したところ、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和 3 年 3 月 26 日付の不起訴処分通知書と不起訴処分理由告知書を郵送で受けた。これについて、令和 3 年 3 月 30 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3 つ 6)、令和 3 年 10 月 7 日付で、前橋地方裁判所刑事第 1 部の水上周、鈴木麻奈美、手嶋悠生らに棄却された。しかしながら、この決定も、不起訴処分の合理的根拠が無い、との当り前の訴えを、更に無視している。つまり、同罪ではないとする抗弁事実が立証されていない。犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。またこのように、同じ摘示を何度も繰り返させる無視(非人扱い)を断固糾弾する。はっきりと書いて有る事項を悉く無視しているのだから、その犯意は自ずと明らかである。かような司法判断は、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、手続として当然に無効である。よって、原決定には理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法 419 条に基き、抗告を申し立てる。

第 1 原決定の表示

事件番号 前橋地方裁判所 令和 3 年(つ)第 6 号

主文

本件請求を棄却する。

第 2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 本申立の理由

1 虚偽表示無効

原決定は、「(中略)合理的根拠をもって、請求人の請求を棄却する判決を言い渡したものと認められ、(中略) 以上のとおり、本件請求は理由がないから、刑事訴訟法 266 条 1 号によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。」としている。

しかしながら、上記下線部分は虚偽である。原決定こそ理由が無い。

裁判所が無視している点をあらためて以下に列挙する。

①訴えを無視しては裁判にはなり得ない点(手続的無効性)

- ②犯罪を隠蔽する職権など誰にも無いので、職権行使の合理性が常に不可欠である点
 - ③当該不起訴処分には、嫌疑を否定する合理的根拠が無い点
- ★特に菅家忠行は1年以上も訴状を送達しないという前例の無い取扱を5件全て行ったのは厳然とした事実であり、これは程度問題として既に入権侵害であり、この点を認めないのは正に狂気である。
- ④不起訴裁定主文では社会通念上そもそも、実質的な理由には、なり得ない点
 - ⑤したがって職権濫用による隠蔽であり、正当行為どころではなく、手続妨害による人権侵害である点

■事実として理由が無いことを、尚も認めない狂気・欺瞞

★実質的な白痴化なし司法拒絶による隠蔽である

隠蔽ではないことが証明されていない。 犯罪の隠蔽は、当然に、公務員職権濫用罪である。

それなのに、手続の外形面だけに固執し続け、居直る姿はまさに白痴化であり、見苦しい。

言い換えると、訴えた当り前の蓋然性を無視しており、理由の無い事実認定である。

このように当り前の蓋然性(不可欠の判定要素)を無視するならば、いかなる犯罪も隠蔽される。

無視とは、完全無視か、極めて片手落ちの理由か、いずれにせよ、実質的な理由にはならない。

裁判とは訴えの合理性の判定であるから、これでは事案解明にならず、当り前に、裁判とは呼べない。

したがって、原決定も当然に無効であり、少なくとも私の裁判ではない。

2 以上のとおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

第4 本申立の理由の説明

何度も言うように、訴えた犯罪を否定した実質的根拠が無い。列挙した蓋然性を無視している。

具体的には、「罪とならず」と判断した理由が無い。不起訴処分の合理性が無い。

何度も言うように、不起訴裁定主文とは単なる分類名に過ぎず、実質的な理由には、なり得ない。

なぜならば、事実として、訴えた嫌疑の「どこをどのように」否定したのか?、誰にも解らない。100%自明

★理由が解らなければ告訴状の再提出もできないから、その妨害効果は明白である。

簡単にできるはずの実質理由の告知を頑なに拒み続けた欺瞞こそ、まさに職権濫用の極みである。

このような甚だしく不合理な国家権力の行使は、当然に不適正であり、妨害である。

犯罪を告訴し身の安全の確保を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

制度として私闘を禁じ、個人の刑事起訴の権利を奪っている以上、処分の合理性は不可欠である。

ひとたび告訴状に記載した嫌疑を受理した以上、なおさらである。

このような故意の事実誤認は、当然に、犯罪であり、手続妨害であり、人権侵害である。

★また、身の安全の確保は、訴えた脅迫被害継続に直結するから、当り前に自由権的な権利性は有る。

具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法13条)、ないし、幸福追求権(憲法13条、犯罪の検挙により身の安全の確保を求める権利)である。

なおこれは、たとえ権利ではないとしても、少なくとも、法律上保護される利益である。

違法性

最大要素が欠落しては、そもそも判断できない。甚だしい経験則違反かつ論理則違反である。
刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。自由心証といえども、合理性は不可欠である。
虚偽ないし無根であり、極めて反社会的なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。
要するに、包囲網による無法社会の陰謀であり、私限りの非人扱いである。広義の判例違反
これは組織的隠蔽による人権侵害であるから、当然に、憲法解釈の誤りと見做せる。
当然に正当業務行為ではなく、手続(告訴)妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。

包囲網としての無法社会の陰謀である

合理的根拠が無いから犯罪(組織的隠蔽)だと訴えているのに、全機関とも検証しようとしない欺瞞。
このような、私限りの非人扱いは、通常成し得るものではなく、無法社会の陰謀の象徴である。
とどのつまりは、社会一丸となって、未来永劫、見て見ぬフリをすることによる隠蔽である。
なお、「包囲網」の概要は、告訴状に添付した被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。
その最新版は、私のサイト <https://alien1961.jp/> にも公開している。

●原事件の核心(全機関とも無視している点)● 付審判請求書 5 頁ほか

当該一審は以下の点を無視しているので、極め付けに不合理である。

前提 1 ◆警視庁が私の被害届を無視し、害意を暗示した (99.99%) 脱漏
2009.1.19 10:19 に、私が練馬郵便局(東京都練馬区豊玉北 6-4-2)から警視庁本部(東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号)に送った、2009.1.18 付被害届(A-1号証)の簡易書留便が無視された。
同被害届は、不特定多数による私のタクシー営業への不買運動などの摘発要請であり、無視できない 8 項目を記載しており、警視総監宛で、1 カ月後の回答期限を明記して有った。
これは、「内容不明」とした理由(抗弁事実)を一切示しておらず、仮にそうだったとしても、無条件に「内容不明の場合は本人意思を確認する」(犯罪捜査規範 65 条)違反である。
まして回答を要請していたのだから、これに信義則違反や公序良俗違反が加わる。
したがって、あまりにも自明な法令(職責)違反と言え、本来有り得ない選択と言えるのに、それを敢えて実行した点が、警視庁の私への害意を、当たり前に、暗示している。

◆包囲網の摘発要請(無視できない 8 項目)の内容

- | | |
|---|----------|
| (1)★(3 頁)顔パス(拳手した乗客の逃亡) | 稀有な人為現象 |
| (2)★(3 頁)その顔パスが、毎乗務 10 回以上も起きた蓋然性 | 天文学的超高確率 |
| (3)★(5 頁)会社の平均売上の連動(下落)現象が不買運動を裏付いていること | 超高度 |
- 400 台の会社の平均売上が、私の出番日に連動して下落していた(2007 から 2009 年)。
更には、首都圏の 20 万台のタクシーの平均売上も、私の出番日に連動して下落していた。
また、会社の平均売上は、退社時(2009 年)は入社時(2006 年)より約 4 割も絶対額が減少した。

このことは公知だったので、私と同じ出番日を回避しようとする乗務員が相次ぎ、各タクシー会社の運営が困難となり、社会問題化し掛けた。

包围網はやがて、この連動現象を解消する為に、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を展開した(2008年頃から)ことから、首都圏の夜の街は大恐慌に陥った。この連動データこそ決定的証拠である。

叔母の殺害は、この連動データの口封じと大恐慌への逆恨みの為と思われる。

★不買運動や危険運転による、生命への無言の脅威

超高度

(13 頁)大型の編隊による高速道路への合流妨害、(18 頁)対向車の幅寄せ(センターラインオーバー)

◆冒頭頁に回答要請と期限を明示

◆警視庁の法令(職責)違反の内容 立法趣旨

★★犯罪捜査規範 61 条違反 理由の不告知による実質的な受付拒否 抗弁事実無 理由不備

★★★犯罪捜査規範 65 条違反 内容不明の場合の本人確認の懈怠 理由不備

「本人から補充の書面を差し出させ(中略)なければならない」に違反。

★警察法 1 条「個人の権利と自由を保護」違反 前例の無い差別 理由不備

★★警察法 2 条 2 項「個人の生命、身体、財産の保護に任じ、犯罪の予防」違反 理由不備

反論● 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決 6 頁) 国連への背信 理由不備

反論● 法律上保護される利益ではない旨(一審判決 7 頁) 立法趣旨に違背 理由不備

反論● 回答する義務は無い旨(一審判決 7 頁) 公序良俗違反 理由不備

反論● 違法ではない旨(一審判決 7 頁上) 公序良俗違反 理由不備

★★★いざれも正当業務行為ではない点(広義の違法性)を無視 他の不法行為も同様 判定洩れ

2 ◆私への脅迫の為に、叔母を殺害し、事故に偽装した (②99.80%) 理由不備

2009.2.20 午前 6 時 20 分頃(AII-2、3、4号証)、埼玉県さいたま市中央区桜丘二丁目の国道 17 号交差点付近において、伊勢崎友信と警視庁の不詳 1 は事前通謀して、私への脅迫の意図を持って、私の叔母の太田まり子を待ち伏せし、殺意を持って 17 号を左折し、側道を直進中の太田まり子の自転車を狙って衝突させ、重症頭部外傷等を負わせ、もって、同日午前 8 時 39 分頃、同区上落合 8 丁目 3 番 33 号所在のさいたま赤十字病院において死亡させ、「先の被害届を忘れなければ、お前もこのように殺すぞ」と、私の生命への無言の脅迫の害意を暗示した。

なお埼玉県警も、同人らと事前通謀して、その後、伊勢崎友信を撲滅犯として逮捕し、自動車運転過失致死罪で送検するなどにより、この殺人を、合理的根拠無く、交通事故に偽装した。

殺人と断定する根拠は、①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況にあって、②まさしく同被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、警視庁の上記害意が明かされた恰好であること、また、同様の状況設定のドラマや小説も多いことから、経験則として誰でもそう感じること、何よりも、③この二つの稀有な現象が偶然に重なる確率は天文学的に低いこと、などから、私への脅迫の為の殺人であることが、極めて当り前に、推定されることである。

その原因は、警視庁が直接関与したか、内容の漏洩に因って惹起されたか、のいずれかである。

◆私への脅迫の為の殺人である 天文学的超高確率 理由不備

全不法行為の前提となる基礎事実(ないし主要事実)の要素であり、以下の総合的蓋然性による。

(1)被害届の完全無視が暗示する警視庁の害意(99.999999%以上)

(2)同被害届の回答期限当日の叔母の変死(99.80%以上)

(3)警視庁サワダの、脅迫の為の殺人の訴えの隠蔽(99.00%以上)

(4)叔母の変死には不審点が多数有ります(99.99999999%以上) 全て判定渋れ

A ▼事故現場の手前が見通しの良い長い直線である不審(A-II-3号証)(99.99%以上)

B 巻き込みでもないのに死亡に至っている不審(90.00%以上) 直角の左折の直後の一時停止不履行

C ▼司法解剖の実施経緯の不審(A-II-10,11号証)(90.00%以上)

廣橋絹代の証言「(検察官)他殺か病死の可能性も有るので、解剖させてほしい」との矛盾

D ▼逮捕の決め手の映像を、公判の証拠にしていない不審 99.00%以上)

E ▼交通事故として当り前の物証が一切無い不審(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性の有無(99.00%以上) 待伏せの疑い

G 殺意は無かったとする証拠が一切無い不審(99.00%以上)

H この事故のその他の事件性(90.00%以上) 現場に比し目撃者が出ない不審など

I ▼ 殺意を排除した公判(A-II-甲-10)の不審(99.99999999%以上) 刑事的視点とは?

反論● 「上記公判に誤りがあるとは窺えない」旨(一審判決 7 頁) 殺意が欠落 理由不備

(5) ◆恣意性一覧表(5号証)は包囲網実在の証左である(99.99999999%以上)

反論● 包囲網の存在を認めるに足りない旨(判決書 7 頁中) 蓋然性の問題 理由不備

反論● 「警視庁が叔母の死亡に関与した事実はない」旨(一審判決 7 頁) 蓋然性 理由不備

3 ◆警視庁サワダが、脅迫の為の殺人を隠蔽した (99.00%) 理由不備

2009.3.3 午後、警視庁東村山警察署(東京都東村山市本町 1 丁目 1 番地 3)において、同署のサワダは、私が脅迫殺人の真相究明と包囲網の摘発を要請した事実を、その後隠蔽した。

反論● 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決 8 頁上) 既述 理由不備

4 ◆警視庁が捜査要求の旨の内容証明を無視した (99.00%) 理由不備

2016.6.6 に、私が前橋中央郵便局(群馬県前橋市城東町 1-6-5)から警視庁本部(東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号)警視総監宛に送った脅迫の為の殺人の捜査要求の旨の内容証明便(A-3,4号証)を、警視庁は完全に無視した。

反論● 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決 8 頁中) 既述 理由不備

5 ◆佐藤賢二が私の訴えを無視した (99.00%) 理由不備

2017.10.2 13:49(A-5号証)、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から警視庁本部への通話において、広報課・広聴担当・佐藤賢二は、私がサワダによる脅迫の為の殺人の隠蔽を訴え、内部牽制を求めたのに、「監察室には繋ぐ窓口が無い」、「署内での脅迫殺人の訴えを無視しても犯罪にはならない」、「こちらは捜査機関ではない」、「こちらは内部不正の告発を受け付ける部署ではない」などの虚偽を用いて私の告訴を妨害した。

反論● 「佐藤賢二に虚偽も詭弁も認められない」旨(一審判決 8 頁) 全て虚偽 理由不備
反論● 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決 8 頁) 既述 理由不備

6 ◆西方信太郎が私の訴えを隠蔽した (99.00%) 理由不備

2017.10.03 10:33(A-6号証)、私の自宅から警視庁本部への通話において、警視庁・人事二課・西方信太郎は、私がサワダによる脅迫の為の殺人の隠蔽を訴え、内部牽制とサワダの身元の特定を要請したのに、同月中の折り返し連絡を約しておきながら、その後反故にした。

反論● 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決 9 頁) 既述 理由不備
反論● 「警視庁が脅迫したとは認められない」旨(一審判決 8 頁) 既述 理由不備
以上